

平成 22 年 2 月 15 日

障がい者制度改革推進会議 構成員 各位

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

雇用 ○その他へ 追加提案

障がい労働者の復職（職場復帰権）を原則規定とする。

論拠

1. 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養を終え、後遺症（障害・治療継続で通院要であっても）がある場合も、合理的配慮を提供することで職場復帰が原則的に可能です。（障害者の雇用促進）
※職務変更の場合でも「職務研修」を前提とすることで「職場復帰」できます。
※職務変更が難しい場合（小企業・零細企業＝職務が限られている場合は）例外規定とする。この場合、新たな職能研修が受けられる配慮等（職業訓練など）が必要。
2. 交通事故等で脊髄損傷し車いす使用していても、PC 事務職は可能であること。
3. 事故で視力を失った方も PC を使って復職している事例あり。別紙新聞記事参照 事例は、上司や同僚の「合理的配慮」もあつての成功例といえます。
他にも聴覚障害の方が、同じく上司・同僚が「手話を研修」をしてコミュニケーションを図り、職務の伝達・協議や職場での孤立性を無くした事例もある。
4. 現状では、脊損となると職場環境（会社・同僚・当事者も）では、退職することが、一般的には「常識化されている」ことから、これを「間違いである」との「常識化」することが社会参加の軸足と考えるからである。

※但し、その前提として、障がい者本人が復職を望む場合

【 以下関連法 】 参考

労基法 解雇制限（法第 19 条）

使用者は、次の期間は労働者を解雇してはなりません。

（1）労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後 30 日間

労基法 解雇制限の例外（法第 19 条） 改正必要

使用者は、解雇制限期間内であっても次の場合は解雇することができます。

（1）労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業し、療養開始後 3 年を経過しても治らない場合で、平均賃金の 1200 日分を支払うとき。

障害者基本法（改正必要・○数字のところ）

第 3 条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。（障害者自立支援法は違法であった。）

《改正》平 16 法 080

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する①機会が与えられる。

①機会が与えられる。は、例。機会を保障し、権利が行使できる。

経済活動＝就労活動も含まれる労働権と解する。（労働権）

《改正》平 16 法 080

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する②行為をしてはならない。

《追加》平 16 法 080

②行為はならない。例。差別行為をなしたものは、差別禁止法に規定する「罰則」に照らして処分される。罰則規定

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の③擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の④福祉を増進する責務を有する。・・・責務は、個人・団体・企業等が対象となる。

《全改》平 16 法 080

③擁護・・・保障

④福祉を増進する責務を有する。は、・・・地域で「自立した全生活」を確立する」ための福祉施策の適切で効果的な支援を（執行）保障するものである。

事故で両眼破裂 回復「難しい」

再び仕事を①

目

2004年5月、福岡県の藤田善久さん(38)は、鹿児島県内のマンション建設現場にいた。建設会社の社員として、前年の秋から単身赴任をして現場監督を務めていた。朝礼後、作業が始まってまもなくだった。突然、長さ約5m、重さ約6tの鉄パイプが降ってきて、クレーン車の操縦者と話をしていた藤田さんの頭を直撃した。

すぐに救急車で鹿児島市内の病院に運ばれた。頭の骨が折れ、脳も損傷を受けていた。両眼が衝撃で破裂していた。手術や集中治療室での懸命の治療で、頭の傷は少しずつ回復し、運動や言葉の機能に後遺症は残らなかった。だが、目は光も感じる事ができないままだった。

医師から「見えるようにはなりません」と説明された。何をしても、看護師や家族の助けが必要だった。1日のはほとんどベッドの上で過ごした。

事故から約2カ月後、柳川リハビリテーション病院(福岡県柳川市)に移った。

「見えるようにはならないのですか」眼科の高橋広医師(59)＝現・北九州市立総合療育センター眼科部長＝に聞いた。

「難しいでしょうね」。返ってきた答えは、ほぼ同じだった。

「でも、パソコンを使えば仕事はできますよ」。「お金はいくらかかってもいい。絶対に目を治す」と繰り返した。

妻と3歳、5歳の息子がいた。マイホームを2年前に買ったばかりだった。何としても働かなければ、という思いだった。

高橋医師は、「見えなくても生活できると実感してもらおう」と考えた。

中途視覚障害者の復職を支援するNPO「タートル」(本部・東京)がまとめた本を、藤田さんの前でボランティアの人に読んでもらった。緑内障や網膜色素変性で徐々に視力を失いながら、訓練をして仕事に復帰するまでの体験が語られていた。

タートルの会員の工藤正一さんと実際に会って話す機会もつくれた。工藤さんは、ペーチェット病で30代で視力を失ったが、4年のブランクを経て、元の職場に戻っていた。リハビリのために入院していたほかの視覚障害者たちとも話すようになった。藤田さんの気持ちは、少しずつ変わり始めていた。(南宏美)



「アスパラクラブ」 読者は「患者を生きる 再び仕事を」は6回連載します。

■ご意見・体験は、<メール> iryo-k@asahi.comへ。

「自分にもできる」パソコンを特訓

再び仕事を②

目

事故によるけがのため両目の視力を失った福岡県の建設会社員、藤田善久さん(38)は2004年秋から、柳川リハビリテーション病院(柳川市)でリハビリを始めた。まず、白杖の使い方を教わった。

歩行訓練士と週1回練習した。3階の病室から壁をつたって階段を下り、広いロビーに出ると、白杖を肩幅くらいに左右に振る。食堂や浴場への往復など、10回以上練習した。訓練士に助けってもらいながら初めて売店まで行った。アイスクリームを買った。本当はビールを飲みたかったが、売っていないかった。それでもウキウキした気分になった。

点字の訓練も始まった。点字は六つの点の組み合わせで表す。母音はすぐ覚えたが、子音で苦労した。指先で読み取る時とタイプで打つ時では、点の配置が裏表反対になる。まったく違う種類の字を習うようになったが、「これはできる」と手応えを感じた。

そんな藤田さんを見て、眼科の高橋広医師(59)＝現・北九州市立総合療育センター眼科部長＝は「いい笑顔をするようになった」とひと安心した。

05年春に義眼を入れた。藤田さんは、職場復帰を目指してパソコンなどの訓練を受けるため、5月には国立福岡視覚障害センター(福岡市)に移った。高橋医師の勧めで、会社の上司と一緒に、視覚に障害がある男性が働く会社の見学に東京まで出かけた。

男性は、インターネットで必要な情報を検索して社内の関係部署に知らせたり、会議の録音テープを聞いて議事録を作ったりしていた。使用していた音声ソフトの読み上げ速度は、当時、藤田さんが訓練で使っているものよりも格段に速かった。

藤田さんは驚いたが、「この人にできるなら、自分にもできる」と自分を励ました。

当初は5カ月の予定だったセンターでの訓練をさらに5カ月延長し、06年春からは、視覚障害者を支援する社会福祉法人、日本ライトハウス(大阪市)で訓練を始めた。

他の訓練生に比べ、パソコンの経験が浅く、最初は授業についていくのがやっとだった。教日前に習った操作をやってみるよう言われても、すぐに思い出せない。悔しくて、授業を録音して夜に聞き直し、何度も同じ操作を繰り返して、覚えさせた。

講師から、「よく復習していますね」と言われるのを励みに、頑張った。



話で話す。はメールも福岡市

「アスパラクラブ」 読者は「患者を生きる」はアスパラクラブのウェブサイト「健康club」に掲載しています。

■ご意見・体験は、<メール> iryo-k@asahi.comへ。

事故から3年、復職へ

再び仕事を③

目

福岡県の建設会社員、藤田善久さん(36)は復職を目指し、2006年4月から視覚障害者を支援する日本ライトハウス(大阪市)で訓練を続けていた。

「九州支店の皆様、ご無沙汰しております。藤田です」

ある日、上司の樋田和久さん(41)のところへ、一通の電子メールが届いた。

添付された文書には、歩行や点字、パソコンなど項目別に、いまどんな訓練をしているかが表にきれいにまとめられていた。

樋田さんは驚いた。それからも、藤田さんから近況報告が送られてきた。そのたびに文書の体裁は整い、量も最初はA4判1枚分だったのが、2枚、3枚と増えていった。

「頑張りが過ぎじゃないか」。心配になった樋田さんは、「焦らずにやるように」と電話やメールで伝えた。藤田さんの訓練の様子は社内向けのウェブサイトでも紹介された。

07年4月、日本ライトハウスでの約1年間の訓練を終えた藤田さんは復職することになった。事故から3年がたとうとしていた。

自宅から職場まではバスと地下鉄を乗り継いで約1時間半。藤田さんは、復職前に支援機関に通勤訓練を頼んだ。

バスや電車を乗り降りする際の注意点、人込みの中での白杖の扱い方を確認した。地下鉄が止まった時のため、バスだけで通勤するルートも覚えた。

職場は建築部。業者とメールで契約書のやりとりをしたり、現場への資機材の貸し出しなどを手配したりするのが主な仕事だ。

初めてのデスクワークに戸惑うこともあったが、上司の説明を録音しては、何度も聞いて復習した。慣れるまでは休日出勤もした。やがて自分なりに工夫して、文書も手早く作れるようになった。

「見積もり依頼のマニュアルを作ってくれろ」。復帰して1カ月が過ぎたころ。上司から言われた。それまでは、取引先に見積もりを頼む際に添付する文書や注意する記載内容を網羅したマニュアルは、なかった。仕事が認められた気がした。

その秋、福岡市などで、視覚障害者と就労をテーマにしたシンポジウムが開かれた。

藤田さんが体験を語った後で、一緒に出席した上司が、「職場に戻れたのは、本人の頑張りが一番大きかった」と言ってくれた。

